

患者さんの権利

- 第1条：患者さんの疾病・性別・種族・地理的位置・社会経済的地位および年齢のいかんに関わらず、全ての入院患者さんがみな平等に適切な医療サービスを受けることができます。
- 第2条：当院の医療従事者は全員名札または身分証を着装しています。名札または身分証を着装しておらず身分の判別が不可能な場合、患者さんはその人物が提供する医療サービスを拒否することができます。
- 第3条：「患者が医療の主体」という概念に基づき、本院の医師は診療の際に、誰が治療方針の決定に参加し、患者さんまたは関係者の方に病状、主なテストや検査に関する情報、治療方針、予後の状態、治療に付随するリスクとその可能性および代替えとなりうる治療に関する説明を行うかを確認しなければなりません。もし患者さんがある特定の家族に自分の病状を知られたくないと希望する場合は、その旨を書面にてナースセンターにお伝えください。
- 第4条：患者さんが当院医療従事者が提供する医療サービスに対し何か不明な点があった場合、本院は患者さんが医師またはその他の医療スタッフに自発的に質問し説明を求めることをお勧めします。
- 第5条：患者さんが手術を受ける必要がある場合、当院では規定に基づき、医師がまず患者さんまたは関係者の方に手術を行う理由と手術の成功率および起こり得る合併症とリスクについて説明を行い、その内容に同意を得て手術と麻酔に関する同意書にご署名いただいた上で患者さんに手術および麻酔を実施します。ただし事態が緊急を要し、命にかかわるような場合は、医療法の規定に基づき、同意を得ずに患者さんに手術を実施することができます。
- 第6条：当院は患者さんの診療の過程で説明した病状や健康に関する一切の情報について、法に基づき保守義務を厳守します。もし患者さんが診療を受けていることを他者に知られたくない場合は、当院にお知らせください。
- 第7条：医療に関する患者さんの意向を尊重するため、当院では「安寧緩和医療条例」に基づき「安寧緩和医療と延命医療の事前選択意向書」「安寧緩和医療と延命医療の事前選択意向書撤回声明書」、「心肺蘇生術および延命医療拒否同意書」、「心肺蘇生術および延命医療拒否同意書撤回声明書」、「医療判断代理委任状」および「医療判断代理委任終止状」の届出用紙を提供しており、患者さんはナースステーションにて関連の届出用紙を受け取ることができます。
- 第8条：医療に関する患者さんの自主権を守るため、当院では「病人自主権利法」に基づき、「アドバンス・ケア・プランニング」サービスを提供しており、希望する方には「事前ケア計画決定書」の作成と健康保

険証への記載をお手伝いいたします。

- 第9条：当院は国のすすめる衛生政策に従い、愛を繋いでいくことのできる臓器提供の理念を積極的に推し進めています。臓器の提供に賛同し健康保険証への臓器提供の意向記載を希望する方は、当院1階ロビーのサービスカウンターにて「臓器提供同意書」の用紙を受け取り、必要事項を記入した後、ご自分で郵送するか、1階ロビーのサービスカウンターにご提出ください。
- 第10条：当院は教育病院です。医学教育を推進し優秀な医療人材を育成するため、関連の教育活動にご協力いただけますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。ただし、患者さんは治療と関係の無いスタッフが参加することを拒否する権利を有しています。患者さんが拒否をしても、当院の医療従事者の患者さんに対するサービスや態度および提供する医療の品質に影響を及ぼすことはありません。
- 第11条：当院では患者さんの「疼痛緩和を要求する権利」を尊重しています。患者さんが痛みや不快感を感じた場合、各状況に応じた適切な措置を講じるとともに、継続的なフォローと分析・評価を行います。
- 第12条：もしも患者さんが当院のサービスに対し何らかのご意見やご感想がありました際は、当院までお知らせください。（苦情相談窓口 (04)7238595内線3925か賛美賞賛窓口 (04)7238595内線3920、オンライン苦情相談メールボックスD3925c@cch.org.twかオンライン賛美賞賛メールボックスD3920c@cch.org.twにご連絡いただくか、あるいはサービスカウンターにて「ご意見表」を受け取り、記入後にカウンタースタッフにご提出ください）